

教第 101 号議案

神戸市教育委員会職員章規程を廃止する訓令

神戸市職員章規程を廃止する訓令が制定されるに当たり、神戸市教育委員会職員章規程を廃止する訓令を、別紙のように決定する。

平成 31 年 3 月 25 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会職員章規程を廃止する訓令を次のように制定する。

平成 31 年 3 月 25 日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会訓令甲第 号

神戸市教育委員会職員章規程を廃止する訓令

神戸市教育委員会職員章規程(昭和 40 年 12 月 7 日教育委員会訓令甲第 4 号)
は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

行 職 人 第 1224 号

平成 31 年 3 月 11 日

所 属 長 様

行財政局職員部人事課長

神戸市職員章規程の廃止及び廃止後の対応について(通知)

現在、職員章については神戸市職員章規程に則り、職員としての身分証明及び品位保持のため常には着用をしているところですが、このたび、平成 31 年 3 月 31 日をもって本規程を廃止することとなりましたので、廃止に伴う対応について下記のとおり通知いたします。

記

1. 規程廃止後の対応について

勤務時間中の身分証明については、職員証や名札の着用をもって行ってください。

2. 規程廃止後の職員章の取扱いについて

(1)規程の廃止に伴い、職員章については物品の不用決定を行いますので、返納の必要はありません。ただし、各自職員章については適切に廃棄又は保管を行い、職員としての品位を損なうような行いは厳に慎んでください。

(2)人事課にて職員章の一斉廃棄を行いますので、各所属にて廃棄希望者がいる場合は、職員章を取りまとめの上、下記期日までに人事課まで直接庁内メール等で提出してください。

提出期日：平成 31 年 4 月 26 日（金）※人事課必着

3. その他

平成 31 年 3 月 30 日までに職員章再貸与の申請を行い、納付書の交付を受けた方については、納入通知に記載された期日までに実費負担分の金額を納付してください。

担当：行財政局職員部人事課

内線：2515